

広報

たかはま

2011
2/1
FEBRUARY

No.1140

- 主な内容**
- ❖高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ
 - ❖新地方公会計制度による4つの財務諸表を公表します
 - ❖「健康たかはま21」計画素案の概要
 - ❖高浜市自治基本条例を制定しました
 - ❖市民と行政のまちづくり懇談会結果報告

表紙 高浜市消防出初式



各種相談

市長との対話日

2月4日(金)・3月4日(金) 午前9時～正午 市長応接室

※3月4(金)の対話日は2月25日(金)までに、人事グループ(☎52-1111内線309)へ申し込んでください。

税務相談(税理士)

2月8日(火) 午後1時～3時 市役所市民相談室

※相続・贈与・不動産取得などに関する税一般。予約優先(☎52-1111内線269)です。

労働相談(西三河事務所職員)

2月9日(水) 午後1時～4時 市役所市民相談室

※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)

市民相談(市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所市民相談室

※市役所へのご意見・ご要望など。

日系人相談(ボルトガル語の分かる相談員)

午前8時30分～午後5時 市役所市民生活グループ

※庁舎内の案内、通訳など。

人権相談(人権擁護委員)

2月3日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室

※いじめ、虐待、差別などの人権問題。

行政相談(行政相談委員)

2月3日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室

※国・県・市などに対する苦情・要望など。

消費生活相談(消費生活相談員)

2月18日(金) 午後1時～4時 市役所市民相談室

※消費者トラブルの相談など。

教育相談

平日 午前8時30分～午後5時15分 子ども権利支援センター(全世代楽習館内)

※事前に子ども権利支援センター(☎54-4686)または

学校経営グループ(☎52-1111内線345)へ申し込

んでください。

心配ごと相談(弁護士)

2月2日(水)・16日(水)

午後1時～3時45分 いきいき広場

※予約制。事前に、社会福祉協議会(☎52-2002)へ申し込んでください。

介護保険相談(介護保険グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場(☎52-9871)

こども相談(刈谷児童相談センター心理判定員)

2月9日(水) 午前9時45分～午後4時 いきいき広場

※予約制。事前に地域福祉グループ(☎52-9871)へ申し込んでください。

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場(☎52-9871)

※子どもと家庭の悩み事相談など。

母子自立支援相談(母子自立支援員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場(☎52-9871)

※自立に必要な情報提供・指導・相談など。

母子家庭就業相談(県就業相談)

2月15日(火) 午後2時～4時 いきいき広場(☎52-9871)

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時～5時

※予約制。事前にいきいき広場(☎52-9871)へ申し込んでください。

障がい相談(相談支援専門員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場(☎52-9610)

※障がい者の生活全般に関する相談など。

2月

行事カレンダー

1	火	
2	水	
3	木	ベビークリニックのひととき(吉浜公民館)
4	金	
5	土	まちづくり活動発表会(中央公民館) 図書館紙芝居の日
6	日	愛知県知事選挙
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	建国記念の日
12	土	図書館おはなし会
13	日	
14	月	
15	火	

16	水	
17	木	
18	金	
19	土	人形小路雛めぐり(～3月6日) 図書館紙芝居の日
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	経済講演会(市民センター)
27	日	
28	月	

人口と世帯数 ■人口／45,286人 (+35) ■世帯数／17,315世帯 (- 1)

(平成23年1月1日現在) ■男 / 23,498人 (+21) ■女 / 21,788人 (+14) ()前月比



山本航平くん
(春日町六丁目)

高額医療 高額介護合算療養費制度の お知らせ

1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、下表の自己負担限度額を超えた場合には、申請により自己負担の一部が支給されます。

医療費と介護サービス費を合算する場合の自己負担限度額

所得区分	70歳未満	所得区分	70歳以上75歳未満 または 後期高齢者医療被保険者
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円
一般	67万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の合算を対象とします。

※高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。

申請方法

支給の対象となる被保険者の方には、お知らせをお送りしていますので、お知らせに記載された問合せ先に申請してください。

一定期間申請のない方については、再度ご案内する場合があります。

ただし、計算対象期間中(毎年8月1日から翌年7月31日までの間)に市町村を越える転居をした方や、ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方には、支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象となるかどうかご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、問合せ先までご相談ください。

問合せ先 市役所市民窓口グループ

☎52-1111(内線261・262)《国保担当》

(内線227・217)《後期高齢者医療担当》

いきいき広場内介護保険グループ ☎52-9871

新地方公会計制度による4つの財務諸表を公表します

市では、平成20年度決算分から、総務省から示された基準モデル方式により、4つの財務諸表(貸借対照表、純資産変動計算書、資金収支計算書、行政コスト計算書)を一般会計のほか企業会計などと連結して作成しています。平成21年度決算分を作成しましたので、その内容を公表します。

連結の範囲

一般会計、特別会計、水道企業会計、土地開発公社、高浜市総合サービス(株)を連結しています。

【連結貸借対照表】

市にどれだけの財産があるか、その内訳はどのようなものなのかを表しています。

資産の部(これまで積み上げてきた資産)		負債の部(将来世代が負担する金額)
①金融資産	74.3億円 (預金、未収金など)	①地方債 208.9億円
②事業用資産	478.5億円 (市役所、学校などの土地・建物など)	②借入金 2.7億円
③インフラ資産	780.8億円 (道路、上下水道、橋などの土地・設備など)	③退職給付引当金 26.6億円
資産合計		④その他 7.7億円
1,333.6億円		負債合計 245.9億円
純資産の部(現在までの世代が負担した金額)		純資産合計 1,087.7億円
負債および純資産合計		1,333.6億円

【連結資金収支計算書】

現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、区分して表示することで、市がどのような活動に資金を使ったかを表しています。

平成21年度期首残高	21.2億円
①経常的収支	11.0億円 (行政サービス実施による収支)
②資本的収支	▲8.9億円 (固定資産の購入売却による収支)
③財務的収支	▲4.8億円 (借入・返済による収支)
当期収支額(①-②-③)	▲2.7億円
平成21年度期末残高	18.5億円

【連結純資産変動計算書】

貸借対照表に計上されている純資産が、1年間でどのように増減したかを表しています。

純資産の増減は、将来サービスに対する蓄えの増減を意味します。

平成21年度期首残高	1,104.4億円
①純資産の増加	191.7億円 (税収、国・県などからの補助金)
②純資産の減少	208.4億円 (資産の減価償却、純行政コスト)
当期変動額(①-②)	▲16.7億円
平成21年度期末残高	1,087.7億円

【平成21年度決算分に基づく市民一人あたりの換算額】(平成22年3月31日現在人口:45,114人)

市民一人当たりの資産	約295万円	市民一人当たりの負債	約55万円
1,333.6億円÷45,114人		245.9億円÷45,114人	
市民一人当たりの純資産	約241万円	市民一人当たりが受けた行政サービス費	約38万円
1,087.7億円÷45,114人		169.2億円÷45,114人	

【平成20年度と平成21年度の比較】

貸借対照表	20年度(A)	21年度(B)	前年比(B)－(A)
資産合計	1369.6億円	1333.6億円	↓ 36.0億円
負債合計	245.6億円	245.9億円	↑ 0.3億円
純資産合計	1124.0億円	1087.7億円	↓ 36.3億円
行政コスト計算書	20年度(A)	21年度(B)	前年比(B)－(A)
経常費用	176.5億円	190.5億円	↑ 14.0億円
経常収益	26.4億円	21.3億円	↓ 5.1億円
純行政コスト	150.1億円	169.2億円	↑ 19.1億円
純資産変動計算書	20年度(A)	21年度(B)	前年比(B)－(A)
純資産増加	193.5億円	191.7億円	↓ 1.8億円
純資産減少	184.5億円	208.4億円	↑ 23.9億円
当期変動額	9.0億円	▲16.7億円	↓ 25.7億円
資金収支計算書	20年度(A)	21年度(B)	前年比(B)－(A)
経常的収支	29.7億円	11.0億円	↓ 18.7億円
資本的収支	▲13.3億円	▲8.9億円	↑ 4.4億円
財務的収支	▲17.7億円	▲4.8億円	↓ 12.9億円
当期収支額	▲1.3億円	▲2.7億円	↓ 1.4億円
人口一人当たりの	20年度(A)	21年度(B)	前年比(B)－(A)
資産	325万円	295万円	↓ 30万円
負債	58万円	55万円	↓ 3万円
行政コスト	36万円	38万円	↑ 2万円

財務諸表からわかる高浜市の現状

新地方公会計制度に基づく主要な財務指標のひとつである「純資産比率」で見てみましょう。

純資産比率とは市が持つ資産のうち、正味の資産、(住民の持分)の割合を示します。これは民間企業でいう「自己資本比率」にあたります。

「純資産比率＝純資産合計÷総資産合計×100」

平成21年度 連結貸借対照表より

純資産額 1,087.7億円 ÷ 資産合計 1,333.6億円

×100 = 81.561…約81.6%

これまでの世代が負担した純資産比率は、81.6%(将来世代へ先送りした負担は18.4%)です。全国平均が6割から7割といわれており、高浜市は良い水準を保っており、財政の健全性は保たれているという見方ができます。

貸借対照表からわかること!

平成21年度は、市立病院の民間移譲により、建物の資産などが減りました。

行政コスト計算書からわかること!

人や物にかかるコストの抑制に努めたものの、定額給付金などにより経常費用が増えたため、昨年度より市民の皆さんに多くの行政サービスを提供したこととなりました。

純資産変動計算書からわかること!

市税などの収入が減りましたが、行政サービスにかかるコストが増えたため、将来世代への蓄えが減ってしまいました。

資金収支計算書からわかること!

市税などの収入が減ったことで経常的収支は昨年度に比べマイナスとなり、また、収入の減を補うために借入を昨年度より多くしたため、財務的収支もマイナスとなりました。

【連結行政コスト計算書】

現役世代にどれだけの行政サービスを提供したのかを表しています。

民間企業における「損益計算書」にあたります。

経常費用(A)	190.5億円
①人にかかるコスト	31.6億円 (職員給料など)
②物にかかるコスト	23.0億円 (消耗品、減価償却費など)
③経費・業務関連コスト	32.8億円 (業務委託、利息の支払など)
④保険給付・補助など	103.1億円 (介護・国保給付費・団体などへの補助金)
経常収益(B)	21.3億円
使用料・手数料など	21.3億円 (行政サービスの利用者が負担する手数料など)
純行政コスト(B)－(A)	169.2億円

問合せ先 財務評価グループ ☎52-1111(内線306)

「まちづくり協議会」の活動を紹介します

まちづくりの土台のルールとなる高浜市自治基本条例が、平成23年4月1日より施行されます。その中には、まちづくり協議会についても触れられています。まちづくり協議会の活動を毎月1日号にてお知らせします。今月号は、「高取まちづくり協議会」の活動について紹介します。

まちづくり協議会とは…

各小学校区単位で町内会、婦人会、PTAなどのさまざまな地域団体やまちづくりに関心を持った個人で構成される組織です。住みやすい地域にしていくために、各まちづくり協議会で話し合い、防犯・防災活動をはじめとした幅広い地域活動を行っています。



高取まちづくり協議会の紹介

高取まちづくり協議会(高取小学校区) 平成20年8月30日設立

■設立趣旨 心ふれあう 安全・安心なまちづくり

■活動拠点 高取ふれあいプラザ(高取公民館2階) 高浜市向山町一丁目214番地4

■問合せ先 ☎55-3894

事業内容の紹介



防 犯 事 業

青バトなどによる防犯パトロールを実施しています。参加者募集中です!



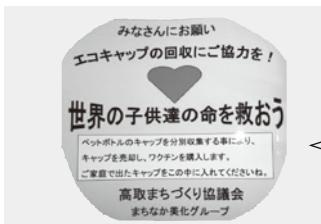
防 災 事 業

9月、専門家による家具転倒防止対策説明会を開催しました。



あいさつ・声かけ事業

幼稚園・保育園の子どもたちに、あいさつワッペンを配布しています!



まちなか美化事業

ペットボトルのキャップを集めています。800個で発展途上国の子ども一人に予防接種ができます!



稗田川「花と緑のふれあい公園」事業

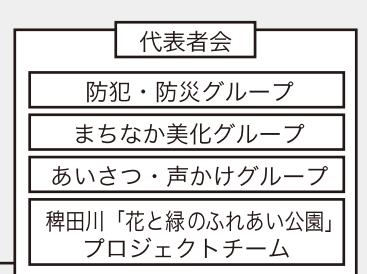
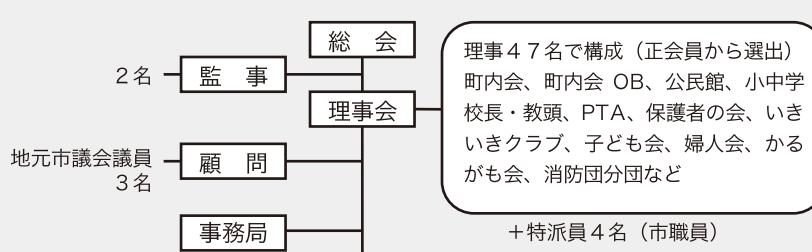
7月、稗田川沿いに、黄色い彼岸花を植えました。参加者は、約110名でした。



稗田川「花と緑のふれあい公園」事業

10月、稗田川沿いに、ライラックとハナカクデウを植えました。

組 織 図



平山裕穂会長からコメント

こんにちは! 高取まちづくり協議会です。日頃は、まちづくり協議会の活動に対し、大変多くの皆さまにご協力いただきありがとうございます。

高取まちづくり協議会は、平成20年8月に発足し、3年目を迎えてます。まだまだ発展途上の協議会ですが、高取小学校区の各種団体などが協力して、「心ふれあう安全・安心なまちづくり」をキヤッチフレーズに、さまざまな活動に取り組んでいます。

昨年4月より、新たに、稗田川「花と緑のふれあい公園」プロジェクトを立ち上げ、“花と緑であふれる稗田川”を目指して、約5年間をかけて取り組んでいく予定です。

今後も、地域の皆さまが、ここに住んで良かった!と思っていただけるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。高取まちづくり協議会に対し、引き続き皆さまの温かいご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



高浜まちづくり協議会

◆「はじめて学ぶ英会話教室」を開催します!

本場の発音を学ぶチャンスです!ぜひチャレンジしてみませんか?

とき 2月20日(日) 午前10時~11時

ところ 高浜ふれあいプラザ

内容 海外旅行で使える簡単なトラベル英会話が中心です。

定員 先着12人(対象:おとな)

参加費 無料 持ち物 筆記用具

申込み 電話・FAX・メールにて高浜ふれあいプラザまで申し込みください。

◆「きもの着付け教室」を開講します!

きものの着付けを気軽に楽しく学びませんか?

とき 3月5日(土)午後1時30分~3時30分

ところ 高浜ふれあいプラザ

定員 先着10人(女性のみ)

持ち物 着物一式(着物・帯・じゅばん・袴芯・前板・足袋)
ひも4本・タオル3本・コウリンベルトなどの道具

申込み 電話・FAX・メールにて高浜ふれあいプラザまで申し込みください。

申込・問合せ先

高浜ふれあいプラザ(高浜市総合サービス2階)

☎・FAX 87-9112

Eメール hamapla@katch.ne.jp

まち協からのお知らせ

翼まちづくり協議会

◆「セルフディフェンス講座」を開催します!

不審者に遭遇したときや災害時などに、自分自身を守るためにの対処方法などの知識を習得するため、防犯・防災ホイッスルなどを活用した講座です。興味のある方は、お問合せください。

とき 2月13日(日) 午後2時~4時

ところ 翼ふれあいプラザ

問合せ先 翼ふれあいプラザ ☎55-1822

吉浜まちづくり協議会

◆「22年度・第2回道路清掃」を開催します!

道路清掃を開催します。今回は町内会からのリクエストで、清掃する道路を決定しました。身近な清掃箇所でぜひご協力をよろしくお願いします!

とき 2月20日(日) 午前9時~10時ごろ

集合場所 【八幡・新田町】八幡社桜並木南入口

【小池町】サークルK高浜屋敷町四丁目店向側

【屋敷町】消防団第3分団前

【吳竹町】丸畠公園

【芳川町】安立荘

※清掃終了後、丸畠公園にて地元の女性陣により、お汁粉を振舞います。

問合せ先 吉浜ふれあいプラザ ☎52-1101

南部まちづくり協議会

◆みんなで地域の公園をきれいにしませんか?

港小学校区内の碧海公園・洲崎公園・外淵公園の3ヶ所で、月1~2回清掃活動を行っています。お近くの公園でぜひご協力ををお願いします。

問合せ先 高浜南部ふれあいプラザ

☎52-2123



問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111(内線351)



第40回市民体育大会

熱戦の記録

問合せ先 たかはまスポーツクラブ
☎050-5204-9977

今季の市民体育大会も多くの方の協力、参加のもと、16種目の競技が盛大に行われました。熱戦が繰り広げられ、数々の名場面が刻まれた大会の結果をお知らせします。

◆硬式庭球	
三位 優勝 楠佐山	二位 優勝 田中
三位 優勝 前田	二位 優勝 中野
三位 優勝 平尾恵利子	二位 優勝 英毅

◆ミックスの部

三位 //	二位 //	一位 //
辻村	桂山	前田
中野	義章	伴
俊枝	時子	平松

一般男子の部（シングルス）

三位 //	二位 //	一位 //
佐山	吉田	佐山
金森	弘樹	佐山
泰山	直潔	佐山

◆一般男子の部（ダブルス）	
二位 優勝 加藤	二位 優勝 佐山
三位 渡邊	三位 優勝 一正
三位 増田	三位 田中

◆一般女子の部（ダブルス）

三位 //	二位 優勝 湯口かよ子	一位 //
佐山	佐山	佐山
珠生	弘樹	珠生
泰山	直潔	泰山

◆一般女子の部（シングルス）

三位 //	二位 優勝 佐山	一位 //
佐山	河合幸子	佐山
山田	鈴木絆子	佐山
珠生	美子	山田

◆バレー・ボール	
二位 優勝 高中	二位 優勝 南中
三位 優勝 工一工スB	三位 優勝 チーム木村
三位 優勝 一正	三位 優勝 南中

◆一般男子の部（ダブルス）

三位 //	二位 優勝 高中	一位 //
佐山	佐山	佐山
珠生	弘樹	佐山
泰山	直潔	佐山

◆一般女子の部（ダブルス）

三位 //	二位 優勝 高中	一位 //
佐山	佐山	佐山
珠生	弘樹	佐山
泰山	直潔	佐山

◆バドミントン	
二位 優勝 中学1年	二位 優勝 中学2年
三位 優勝 高中3年	三位 優勝 高中A
二位 優勝 高中1年	二位 優勝 高中2年

◆一般男子の部（シングルスA）

三位 //	二位 優勝 坂口公二郎	一位 //
佐山	大越	佐山
珠生	芝健史郎	佐山
泰山	拓磨	佐山

◆一般女子の部（シングルスA）

三位 //	二位 優勝 吉見光江	一位 //
佐山	澤田勝利	佐山
珠生	長尾潤	佐山
泰山	坂下進吾	佐山

◆軟式野球	
二位 優勝 竹内浩	二位 優勝 こざくら
三位 優勝 清水省伍	三位 優勝 沢田勝利
三位 優勝 松下泰久	三位 優勝 長尾潤

◆一般男子の部（ダブルスB）

三位 //	二位 優勝 竹内裕也	一位 //
佐山	大越	佐山
珠生	芝健史郎	佐山
泰山	拓磨	佐山

◆一般女子の部（ダブルスB）

三位 //	二位 優勝 竹内敦子	一位 //
佐山	伊美美佐子	佐山
珠生	神谷恵子	佐山
泰山	長尾潤	佐山

◆小学生の部

三位 //	二位 優勝 デンソーミク工業	一位 //
佐山	岩野眞由美	佐山
珠生	吉見光江	佐山
泰山	澤田勝利	佐山

◆中学生の部

三位 //	二位 優勝 H.R.スターズ	一位 //
佐山	K・あみ	佐山
珠生	岩野眞由美	佐山
泰山	吉見光江	佐山

◆小学3・4年以下の部

三位 //	二位 優勝 鈴木亞果莉（吉浜小）	一位 //
佐山	岩野眞由美	佐山
珠生	吉見光江	佐山
泰山	澤田勝利	佐山

「安心生活応援プラン」に取り組みます

例えば、このような時に・・・・・・・・・・・・

- 隣の家、新聞がたまっているんだけど、どうしたんだろう…

- ごみ出しが大変…
- 近くに買物できるところがない…
- 話相手がいなくてさびしい…

- 自分の地域に目を配るような人がもっといればいいのに…



こうした地域の課題には、行政のサービスだけでは十分に対応しきれず、地域の皆さんのがんばり、「支えあいの力」こそ安心・安全をつくる「頼り」となります。

こんな「しくみ」があれば!!・・・・・・・・・・・・

●市・社協・地域の皆さんでどのように支えていけばよいのかを考えます。

●また、既存のサービスで対応できない場合には、新たな支援サービスを創ります。

何かサービスで使える
ものはないのかな。

誰か、ボランティアで話
相手をしてくれるよう
な人はいないのかな。



声かけ・見守り活動やボ
ランティア活動などに
協力していただける方
を育てよう。

近所の人で交代でごみ
出しを手伝ってあげら
れないかな。

食料品などを届けてく
れるようなサービスが
あればいいのに。

地域における人と人とのつながりを強め、地域の安心へとつなげます!!

「安心生活応援プラン」の詳細については、折り込みのリーフレットをご覧ください。

また、声かけ・見守り活動などの支援に携わっている方や、ボランティア活動をはじめとする地域福祉活動に興味をお持ちの方などを対象とした「生活支援センター養成講座」の募集も予定しておりますので、折り込みのチラシをご覧ください。

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871

誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして

今、地域の中では、「買物」や「掃除」、「ごみ出し」といった日常生活での困りごとや、「話し相手がない」、「一人暮らしで災害が起こった時は不安」といった悩みごとを抱えている高齢者や障がいのある方が増えています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、こうした困りごとや悩みごとを解決していくための「地域福祉のしくみづくり」が必要となります。

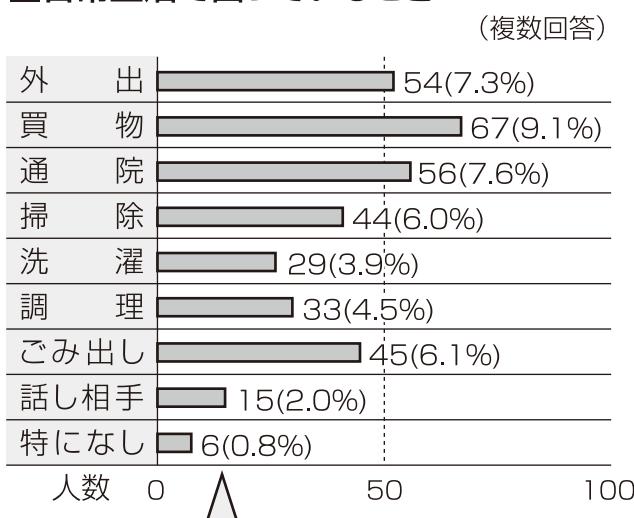
市では、社会福祉協議会や地域の皆さんと一緒に、新たな地域福祉のしくみとなる「安心生活応援プラン」に取り組みます。

高齢者の見守りの現状

- 市内では、65歳以上の高齢者約800人が一人暮らしで生活をされています。
- 現在、民生児童委員、独居高齢者見守り推進員や地域の方々などによって、困りごと・悩みごとを抱えている方に対し、声かけ・見守り活動、買物やごみ出しといった日常生活での支援が行われています。
- 昨年7月に一人暮らし高齢者を対象に実施したアンケート調査では、依然として日常生活で何らかの不安や悩みを抱えている方が多くいることがわかりました。
- 高齢化が進む中で、一人暮らし高齢者の増加がさらに見込まれることから、その対応が求められています。

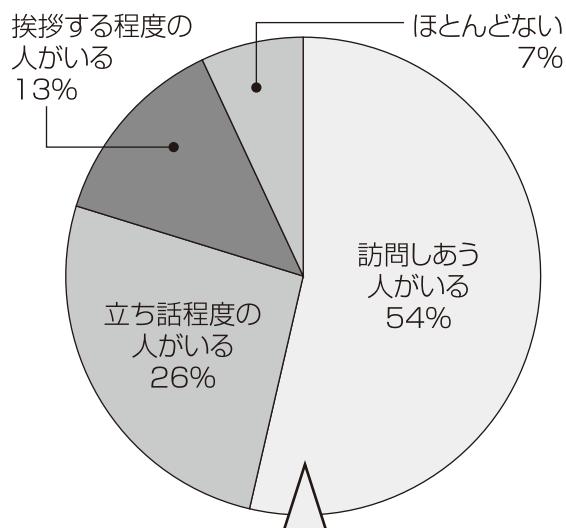
アンケート結果（抜粋） 民生児童委員による個別聞き取り調査(H22.7実施) 回答者数:735

■日常生活で困っていること



あつたらいいサービスとして、
・買物サービス
・家事サービス
などが挙げられています。

■近所付き合いについて



約5人に1人が、
近所付き合いがあまりないことが
わかります。

「健康たかはま21」計画素案の概要

「健康たかはま21」は、国の策定した「健康日本21」、愛知県が策定した「健康日本21あいち計画」を踏まえた、高浜市の市民の健康づくりのための計画です。

このたび実施しました「健康たかはま21・生活習慣関連アンケート」調査の結果をもとに、各町内会から選出されている、36人の健康づくり推進委員のワーキンググループ活動と総合計画策定のために結成された「高浜市の未来を描く市民会議(健康分科会)」の皆さんからご意見をいただき、計画の見直しを行いました。

新たに、平成23年度から33年度までの計画の素案がまとまりましたので、概略をお知らせします。

1章 計画の基本的な考え方

「自分の健康は自分で守る」「地域で応援みんなの健康」を基本に市民をはじめ、行政・関係諸機関が協力して推進するものです。

2章 現状分析と評価

一次計画では「健康たかはま21」の総合目標として、ライフステージごとの「親子」「青年期」「壮年期」「高齢期」に「健康な地域社会(まち)」の5つのゴールを設定しました。これらのゴールに到達するため11の分野に目標を設定しました。そのうえで目標を達成するための具体的な指標を設定し、健康診査データをはじめとした事業結果や生活習慣関連アンケート調査などにより、それぞれの分野ごとに今回評価を行いました。

11分野と主な目標

分野		実現したい主な目標
1	栄養・食生活	●ふとりすぎない、やせすぎない ●楽しい食卓にしよう
2	身体活動・運動	●気持ちよく汗をかこう ●元気な高齢者になろう
3	休養・こころの健康づくり	●気分よく暮らそう ●自分流のストレス対処法をもとう
4	たばこ	●妊婦と子どもをたばこから守ろう ●受動喫煙を減らそう
5	アルコール	●妊婦と子どもをお酒から守ろう ●アルコールによる疾患をなくそう
6	歯の健康	●食事や会話が楽しくできる歯でいよう ●8020をめざそう
7	糖尿病	●糖尿病を予防しよう
8	循環器疾患	●脳卒中・心筋梗塞を減らそう ●高血圧・高脂血症を予防しよう
9	がん	●がんによる死亡を減らそう ●がんにならないようにしよう
10	健やか親子	●安心して出産しよう ●健やかに育てよう ●健康的な生活習慣を身につけよう
11	健康な地域社会(まち)	●地域で健康づくりの輪を広げよう

3章 計画の内容

国の「健康日本21」が示しているように、この計画の基本には、「ヘルスプロモーション」の考え方方が取り入れられています。「ヘルスプロモーション」とは、「健康を自分自身でコントロールできるように、住民一人ひとりの能力を高めること」「そのために個々人の努力にだけゆだねるのではなく、健康を支援する種々の環境を整備していくこと」の二本の柱で展開していくものです。

この環境整備には、行政による健康づくり事業だけではなく、町内会選出の「健康づくり推進委員」や市内で活動中の各NPO団体、まちづくり協議会、健康・運動などの活動を行っている各種サークル・チームなどの市民活動の継続・充実が必要になってきます。

そこで各分野の指標には、これらの団体、行政の活動や市民の健康状態、生活状況に数値をあげて目標を設定しました。

4章 計画の推進

行政が行う、健康づくり活動をはじめとした各種保健事業（健康診査・予防接種）、介護予防事業（高齢者のための健康維持・改善事業）、生涯学習活動（趣味活動・スポーツの振興）、まちづくり事業の充実を図ります。

同時に地域で行われているNPO活動、ボランティア活動、市民による健康づくり活動、まちづくり協議会活動との連携・協働といった多様な活動により市民の「健康づくり」を支援していきます。

これらの進ちょく管理は、保健医療協議会を中心に、健康づくり推進委員、市民会議（健康分科会）、まちづくり協議会などとも連携し、一体的に推進していきます。

✿素案に対するパブリックコメントを実施します✿

今回の「健康たかはま21」の計画素案に対する意見・ご要望を募集します。

お寄せいただいたご意見・ご要望は検討したうえで計画に盛り込んでいきます。なお、お寄せいただいたご意見については、後日意見の採否やその理由などの概要を公表します。

入手方法 ①窓口での配布 市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・体育センター

②郵送 保健福祉グループに郵送先を連絡してください。

③ホームページ 市公式ホームページからダウンロードしてください。

募集期間 2月1日(火)～14日(月)(郵便の場合は当日消印有効)

応募方法 ①素案配布場所に設置してある「意見箱」へ投函してください。

②保健福祉グループへ郵送かファックスで提出してください。

③電子メールにて提出してください。

※提出にあたっては、氏名・住所・電話番号・資料の記載のか所・意見とその理由を明記してください。

提出・問合せ先 いきいき広場保健福祉グループ

〒444-1334 高浜市春日町五丁目165番地

☎52-9871 FAX52-7918 電子メール hoken@city.takahama.lg.jp

情報ファイル

information file



愛知県国民年金基金
問合せ先

国民年金基金は、自営業などの方々が老齢基礎年金（国民年金満額で年額79万2,110円）に上積みするかたちで、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。
加入できる方は、国民年金に加入し、保険料を納めている第1号被保険者の方です。次のような特徴があります。

- ・年金額が確定、掛金額も一定
- ・終身年金が基本
- ・年金額が確定、掛金額も一定
- ・税制上の優遇
- ・自由なプランの設計が可能
- ・万一のときは家族に一時金少ない掛け金でも始められ、掛け金は途中で増減できます。
- ・年齢、性別、タイプで細かく区分けされていますので、詳しく述べてください。
- ・ただし、国民年金の付加年金を納付している方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできなくなります。

国民年金基金に加入しませんか

**年
金**

☎ 0120-436373

(フリーダイヤル)

**平成23年度
母親クラブ員募集**

親子グループ対象児

・0歳児グループ：平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ
・1歳児グループ：平成22年4月2日～平成22年4月1日生まれ

・2歳児グループ：平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ
・3歳児グループ：平成21年4月1日～平成22年4月1日生まれ

※分からることは、各児童センターに問い合わせてください。



児童センター

ところ	東海児童センター	中央児童センター	吉浜児童センター	翼児童センター
定 員		各グループおおむね20人		
会 費		年間500円(後日集金します)		
活動予定日		水・木・金曜日のいすれかの曜日で活動します。 各グループの活動日はそれぞれの打ち合わせ会で決定します。		
活動回数・時間		月2回程度 午前10時～11時30分		
打合せ会日時	2月22日(火) 午前10時～	2月24日(木) 午前10時～	2月25日(金) 午前10時～	2月28日(月) 午前10時～
問合せ先	☎52-5126	☎52-3014	☎52-1019	☎54-2833
申込期間・方法		2月1日(火)～21日(月) 各児童センターへ直接申し込んでください。		
その他の		大人だけのグループもありますので同時募集しています。		

催し



講座

日 時	問 合せ先
内 容	場 場所
定 定員	費 費用
申 申込先・申込方法	

かわら美術館 端午の節句 かぶとorこいのぼりをつくろう

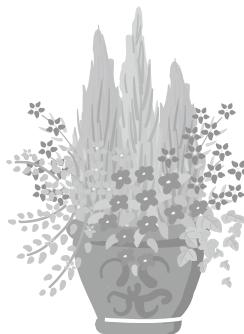
■3月13日(日)
午前9時30分～正午
場かわら美術館2階陶芸創作室
定30人(先着順)
費高校生以上1,500円、中学生以下800円
■2月13日(日)午前9時よりミュージアムショップまたは、ファクスにて受け付けします。
問かわら美術館
☎52-3366
FAX 52-8100

介護教室 高齢者の食事について

加齢に伴い肉や野菜が食べにくくなり、食事の内容が淡白になります。

この機会に食事の基本の見直しと調理の工夫について知り、もっと食事を楽しみましょう。

■3月8日(火)
午後1時30分～3時
場高浜エコハウス講義室
申高浜市地域包括支援センターへ
電話で申し込んでください
問地域包括支援センター
☎52-9610



問合せ先
翼児童センター
☎54-22833

対象・定員	ところ	とき
(保護者同伴)・小学生・中学生 80人	翼児童センター	2月26日(土) 午後1時30分～3時30分

会 場	安城消防署	刈谷消防署	知立消防署
講習会名	小児・乳児応急手当講習会	普通救命講習会I	上級救命講習会
開 催 日	2月12日(土)	2月13日(日)	2月19日(土)・20日(日)
開催時間	午前9時～11時	午前9時～正午	19日 午前9時～午後3時 20日 午前9時～正午
定 員	先着20人	先着20人	先着20人
申込先 詳	無料 2月5日(土)午前9時から募集開始 ☎75-2494 救急係へ	無料 2月5日(土)午前9時から募集開始 ☎23-1299 救急係へ	無料 2月5日(土)午前9時から募集開始 ☎81-4144 救急係へ
対象者	碧海5市在住・在勤の方	※いずれの会場でも受講できます。	

救命講習会

消 防

応募資格		募集人数	出願期間	選抜日	選抜方法	願書交付
新入学	中学校を卒業した人、今春中学校を卒業見込みの人または中学校卒業と同等以上の学力があると認められる人など	普通科 約280人	2月25日(金)から2月28日(月)まで(土・日曜を含む)	3月6日(日)	書類審査、作文および面接	2月1日(火)から
	高等学校で一部単位を修得した人		3月29日(火)から4月1日(金)まで	4月3日(日)		
			3月10日(木)から3月14日(月)まで(日曜は除く)	3月21日(月)	書類審査、学力検査(国・数・英)および面接	2月22日(火)から
			3月16日(水)から3月20日(日)まで(土曜は除く、日曜は午後のみ可)		書類審査 願書交付	

平成23年度 県立刈谷東高等学校 通信制課程生徒募集

新入学、転編入学および特科(聴講生)の募集をします。

問刈谷東高校
☎21-3349

その他

あと半年!
地デジ準備をお急ぎください

50年以上続いたこれまでのテレビ放送（地上アナログ放送）は今年の7月に終了し、地上デジタル放送（地デジ）に完全移行します。

まだ地デジをご覧でない方は、以下の点に注意し早めに視聴の準備をお願いします。

★「地デジ対応のテレビやチューナーを買う」だけでは受信できないケースがある。

地域によっては送信点／中継局の場所がアナログと異なるため、UHFアンテナの調整や交換が必要となったり、ケーブルテレビへの加入などが必要となる場合があります。希望者が集中してすぐに工事をしてもらえる場合があります。希望者が集ないケースも考えられるため、余裕を持つて早めに業者へご依頼ください。

★「ビデオ」「車載テレビ」「FMラジオ」もご注意を。

ビデオテープの再生はこれらも可能ですが、これまで通りの方法での番組録画はできなく

なります。

車載カーナビのアナログテレビや、一部のFMラジオで受信できたテレビの音声も、7月以降は電波が止りますのでテレビとしての利用はできません。カーナビやFMラジオとしては、引き続き使用できます。

問合せ先

総務省 愛知県テレビ受信者支援センター（デジサポート知）

☎ 052-308-3930
(平日午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日午前9時～午後6時)

市有地の売払い

市では、購入を希望する方で、価格を競い、市の定める価格（予定価格）以上で一番高い価格を提示した方と契約する方法（一般競争入札）により、市有地を売買します。

・入札物件1

高浜市論地町二丁目6番39
(89坪)

・入札物件2

高浜市小池町二丁目14番3
(595坪)

・入札物件3

高浜市芳川町三丁目8番17
(830坪)

入札参加者募集期間 2月1日

西三河 イベント情報

開館20周年記念特別展
描かれた農四季耕作図

四季耕作図は、稻作を中心とした農作業風景を四季の風物とともに描いた絵画です。

安城市にとって重要なテーマである「農業」をとりあげたさまざまな農業図会や四季耕作図を展示し、その変遷をご覧いただくとともに、浮世絵や工芸品などへの拡がりもあわせて紹介します。

問合せ先

安城市歴史博物館

☎ 77-66550
2月6日(日)午後2時～



相続・遺言無料相談会!
小さなことも司法書士に相談して安心を!
広告
2月19日(土) イトーヨーカード刈谷店にて開催!



こんなお方はご相談下さい! 予約不要

- 遺言書の必要って?作り方は?
- 相続税の改正はうちにも関係あるの?

※相続税の相談は税理士を紹介致します

場所/イトーヨーカード刈谷店 時間/10時

刈谷市南桜町1-73 司法書士法人
あいち司法&相続 0120-130-914

(火)～18日(金)
入札日時 2月25日(金)
※時間は、入札物件により異なります。
会場 市役所4階第5会議室

※詳しくは、都市整備グループに、パンフレットがあります。

開館時間 午前9時～午後5時
まで（入館は午後4時30分まで）
休館日 毎週月曜日（3月21日
は開館）

市へ 平成23年度高取戌亥会
会長 川原昭洋、村瀬ひ

善意をありがとうございました
(敬称略)

社会福祉協議会へ
真田花子
市へ 平成23年度高取戌亥会
会長 川原昭洋、村瀬ひ



～私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために～

保存版

高浜市自治基本条例を制定しました

「こんな高浜市になつたらいいな!」「こんな高浜市にしていきたい!」

そんな想いを持った市民と市役所職員148人が結集し、平成21年12月に「高浜市の未来を描く市民会議」を結成。市民と行政の協働により、120回以上の討議を経て、自治基本条例案と第6次高浜市総合計画案を練り上げてきました。策定過程では、小学校区ごとの「車座談議」、町内会などへの「出前トーク」、「素案発表会」、「パブリックコメント(意見聴取)」なども実施し、平成22年12月議会において「高浜市自治基本条例」が可決、制定されました。



【高浜市自治基本条例の構成】

前文

第1章 総則

[第1条]目的 [第2条]用語 [第3条]条例の位置づけ

第2章 まちづくりの基本原則

[第4条] (1)参画の原則 (2)協働の原則 (3)情報共有の原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

[第5条]市民の権利 [第6条]子どものまちづくりに参加する権利
[第7条]市民の役割と責務 [第8条]事業者の役割と責務

第2節 議会

[第9条]議会の役割と責務 [第10条]議員の役割と責務

第3節 行政

[第11条]市長の役割と責務 [第12条]職員の役割と責務

第4章 参画と協働

[第13条]参画機会の保障 [第14条]住民投票 [第15条]協働の推進

第5章 地域自治

[第16条]地域内分権の推進 [第17条]まちづくり協議会
[第18条]地域計画 [第19条]活動の育成と支援

第6章 市政運営

[第20条]市政運営の基本原則 [第21条]総合計画の策定等
[第22条]危機管理 [第23条]他自治体等との連携と協力

第7章 条例の検証と見直し

[第24条]条例の検討と見直し



教えて！自治基本条例

自治基本条例って何？

■まちづくりに関する仕組みや制度の基本を定めたルールです。

「自分たちのまちのことは、自分たちでつくっていく」「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度を定めた基本ルール(理念条例)です。

また、まちづくりにおける最高規範であり、高浜市の全ての条例や計画などは、この条例にのっとってつくられ、進められます。

なぜ必要なの？

■みんなで力を合わせて高浜市を築いていくための共有ルールとして必要です。

市民の想いをまちづくりに活かし、高浜市を「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちにしていくためには、市民・議会・行政が役割を分担しながら、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。高浜市ではこれまでにさまざまな市独自の自治の仕組みをつくり、運用してきましたが、それらをきちんと継続させていくために、議会の承認が必要な「条例」というルールにまとめました。

どんな特徴があるの？

■みんなでつくった分かりやすい条例です。

誰からも分かりやすい条例であることが大切と考え、高浜市の条例では初の「です・ます調」にしています。また、自治の基本的な仕組みをコンパクトにまとめた、メニュー やカタログのような一覧性を持っています。

どんなことが書いてあるの？

■まちづくりに関する基本的事項を定めています。

まちづくりに関する基本理念や基本原則、権利や役割、地域自治、市政運営など、市民・議会・行政がみんなで力を合わせてまちづくりを行っていくための基本的事項を定めています。

高浜市自治基本条例の概要をご紹介します



前 文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手をとり合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

地 域 自 治

地域内分権の推進 【第16条】

地域の長所や課題は、その地域に暮らす市民が一番よく知っています。身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に考え、「地域をこうしたい」「地域でやりたい」を実現できるよう、必要な権限と財源を地域に移していくことで、地域の個性や工夫を活かしたまちづくりが展開できます。

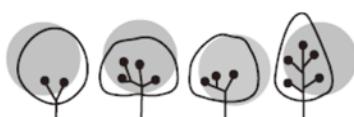


まちづくり協議会 【第17条】

地域の市民の意思を反映してまちづくりを行っていくため、小学校区単位でまちづくり協議会が活動しています。町内会やPTA、子ども会、いきいきクラブ、消防団といった、地域や世代、課題別を代表する団体や、まちづくりに関心を持つ個人・企業などが、1つのテーブルに集まり、縦糸と横糸をつむぎあい、地域の総合力を形づくって、地域課題の掘り起こしや対応・解決に力を注いでいます。

活動の育成と支援 【第19条】

地域の自治を豊かにすることは、人と人とのつながりを基礎とした支えあえる関係をつくることであります。市民・議会・行政がお互いに地域の自治を守り、育していくよう努めることが大切です。



まちづくりの基本原則

みんなで力を合わせて
高浜市をつくっていくための
行動原則です。

参画の原則

参画とは、事業などの立案から実施、評価といった各過程に市民が主体的に参加し、意思形成に関わることを言います。まちづくりの主役である市民の意思を反映した市政運営を行うために、議会や行政は、市民が市政に参画できる機会を設けていきます。



協働の原則

さまざまな地域の課題解決に向けて、行政だけが担うのではなく、まちづくりの担い手である市民・議会・行政が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行うことが大切です。



情報共有の原則

市民・議会・行政が連携・協力してまちづくりを行うためには、地域の課題や市政運営に関する情報などをお互いに提供し、共有しあうことが大切です。議会・行政は、求めに応じて情報を提供するだけでなく、積極的に情報を発信していくことが大切です。

また、市民相互においても情報を提供・共有しあい、活動することが大切です。

まちづくりの担い手

市民

まちづくりにあたっては、幅広い人々や団体が力を合わせていくことが必要です。そのため、この条例で言う「市民」を、「市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、市内で事業を営んでいる事業者、市内で活動をしている人や団体」としています。

まちづくりにおける、
それぞれの役割・責務を
確認します。

市民の権利【第5条】 役割と責務【第7条】

市民の皆さんには、自らの意志に基づいてさまざまな形でまちづくりに関わることができます。一方で、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係があり、お互いの自由な発言や行動を認め合いながら、自らの発言や行動に責任を持つことが大切です。

子どものまちづくりに 参加する権利【第6条】

子どものころから地域の問題や将来について関心を高めていくことは、次の時代を担う人材育成につながっていきます。そこで、子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があるとうたっています。

事業者の役割と責務 【第8条】

事業者は、地域社会の一員として、まちづくりに対する役割も大きいため、市民・議会・行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めることが大切です。



議会

市民の代表である議員や議会の役割などを定めています。

議会・議員の役割と責務 【第9・10条】

議会は、行政が市民の意思を反映して市政運営を行っているかを監視する役割があります。また、市民の意思を適切に反映させるため、市民との情報共有や開かれた議会運営に努めること、政策論議や立法活動を充実させることも求められます。

行政

市長と市長を補助する職員の役割などを定めています。

市長の役割と責務【第11条】

市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにして、公正・誠実に市政を運営していく責務があります。

職員の役割と責務【第12条】

職員は、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、自らも地域社会の一員として積極的に市民と連携し、信頼関係を築きながら、ともにまちづくりを行います。

自治基本条例 策定までのあゆみ

平成21年12月～平成22年2月

自治基本条例って なんだろう?

まずは「自治基本条例って何?」という勉強からスタートし、全国で制定されている自治基本条例の比較調査などを进行了しました。



平成22年3月～4月

条例の全体像を 考えよう

グループワークにより、「住んでよかった」「住んでみたい」と思える高浜市を皆で力を合わせてつくっていくために、基本ルールとして「あったらいいな」と思うことを洗い出しました。

平成22年5月～6月

条例案を考えよう

“高浜市らしさ”“分かりやすさ”を合言葉に、熱い討議を何度も重ね、条例文を考えました。

平成22年7月

条例の解説文を 考えよう

条例を分かりやすくお伝えするため、条例のポイントや市民会議メンバーの皆さんのお想いを解説書にまとめました。



平成22年8月～9月

- 素案発表会
- 車座談議・出前トーク
- パブリックコメント

市民の皆さんのご意見を伺うため、これまで一生懸命考え、つくり上げてきた「自治基本条例(素案)」の発表会や説明会、それを受けた意見聴取などを行いました。



平成22年10月

素案に対する意見対応 について検討しよう

条例素案に対して市民の皆さんからいただいた意見を踏まえ、最終案をまとめました。

平成22年12月21日

高浜市自治基本条例 可決

平成22年12月高浜市議会定例会にて、賛成多数で可決されました。今後は、条例運用のため、普及啓発に努めています。

高浜市自治基本条例の全文や策定経過の詳細などは、
高浜市公式ホームページにてご覧いただけます。

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

トップページの「高浜市の未来を描く市民会議」を
クリックしてください。

問合せ先 市役所地域政策グループ

☎52-1111(内線352)

Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp

平成23年4月～

高浜市自治基本条例 スタート

条例ができた後は、活かしていくことが大切になります。まずは、一人ひとり、できることから取り組んでいきましょう。



図書館 情報

■おはなし会

とき 2月12日(土)
午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室
「えほんの森」
読み手 トキの会

■紙芝居の日

とき 2月5日(土)、19日(土)
午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室
「えほんの森」
読み手 土ようおはなし会

■「いただきますっていえるかな～お話と工作」

とき 2月17日(木)
午前10時～11時
ところ 図書館学習室
内容 手作り食育紙芝居の上演、
手遊び、かんたんな工作
対象 乳幼児とその保護者
定員 10組
受付期間 2月2日(水)～
※定員になりしだい締め切ります。
参加費 無料
担当 リトルマイブック

■講座「花祭と田楽～奥三河地方の伝統芸能」

とき 2月6日(日)
午前11時～正午
ところ 図書館学習室
内容 奥三河地方の伝統芸能「花祭」や「田楽」についての歴史や
民間信仰などについての講演。
講師 伊藤敏女氏
対象 一般 定員 30人
※定員になりしだい締め切ります。
参加費 無料
申込方法 直接または電話で申し
込んでください。

■えほんの森

読書相談やおはなし会を開催しています。お気軽にご利用ください。
・月曜日 午後1時～4時(児童向けおはなし会)
・水曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
・金曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
・土曜日 午前9時30分～午後0時30分(児童向けおはなし会)
読み手 読書アドバイザー

■みんなのおはなし会 「よむ♪よむ」

とき 2月6日、13日、20日、27日(毎週日曜日)
午後2時～2時30分
ところ 高取公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 幼児～小学生、一般
読み手 図書館スタッフ

■赤ちゃんおはなし会 「あんよ☆あんよ」

とき 2月7日、14日、21日、28日(毎週月曜日)
午前10時30分～11時
ところ 高取公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 0歳～3歳児と保護者
読み手 図書館スタッフ

国民読書年記念行事「あなたの思い出の本を教えてください」 エピソード紹介《第2回》

ペンネーム まるこ

年齢・性別 30代・女性

書名 『大どろぼうホツツエンプロツツ』『大どろぼうホツツエンプロツツ ふたたびあらわる』『大どろぼうホツツエンプロツツ 三たびあらわる』

著者名 プロイスラー／作、中村 浩三／訳

エピソード 子どもが寝る時にいっしょに毎晩読みました。ドキドキ、ワクワクのお話で、おもしろかったです。

問合せ先 図書館☎52-0240

2月の休館日

1日(火)、8日(火)、15日(火)、
22日(火)

■ベビーブックのひとつき

とき 2月3日(木)
午後1時～2時
ところ 吉浜公民館1階和室
内容 絵本の読み聞かせ、赤ちゃん絵本の紹介、工作、読書相談
対象 0～2歳児と保護者
読み手 マザリーズ

■いつしょにあそぼう

とき 2月26日(土)
午後2時30分～3時30分
ところ 図書館子ども読書支援室
「えほんの森」
内容 絵本の読み聞かせ、紙皿を使つたゆらゆらびな作り
対象 幼児(保護者同伴)、小学生
定員 20人
参加費 無料
担当 図書館スタッフ

■吉浜おはなし タッチ

とき 2月13日(日)(毎月第2曜日)
午後3時～3時30分
ところ 吉浜公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介など
対象 幼児～小学生
読み手 図書館スタッフ

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、 ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、 小児用肺炎球菌ワクチンの接種が 開始になりました

予防接種には、一定の年齢になつたら受ける「定期予防接種」と、受けるかどうかを保護者が選択する「任意予防接種」があります。この予防接種(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)は、「任意予防接種」になります。接種にあたっては、ワクチンの有効性、安全性、副反応の状況などを踏まえて、ご判断ください。

●実施期間 平成24年3月31日まで

●接種方法 対象の方には接種券をお送りします。

市内医療機関において個別接種により実施します。

※接種するときは、接種券と母子手帳(ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは必須)を持参してください。

●対象者 下の表のとおりです。

●費用 対象者の接種費用は無料です。

種類	対象年齢	接種回数	接種間隔
子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン	平成22年度において 中学校1年生(13歳相当) ～高校1年生(16歳相当) の女子	3回	1回目接種後 2回目 1か月後 3回目 6か月後
ヒブ (インフルエンザ菌b型) ワクチン	生後2か月から7か月未満	初回3回	4～8週間の間隔
	生後7か月から12か月未満	追加1回	3回目接種後おおむね1年後
		初回2回	4～8週間の間隔
	1歳から5歳未満	追加1回	2回目接種後おおむね1年後
		1回	
小児用肺炎球菌 ワクチン	生後2か月から7か月未満	初回3回	27日間以上の間隔
	生後7か月から12か月未満	追加1回	3回目接種後60日以上の間隔
		初回2回	27日間以上の間隔
	1歳	追加1回	2回目接種後60日以上の間隔
		2回	60日以上の間隔で2回接種
	2歳から5歳未満	1回	

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

【実施医療機関】 ※事前に予約してください

岩月外科	☎53-3458	高浜愛レディースクリニック	☎54-5161
近藤医院	☎53-0029	つばさクリニック	☎54-5283
泰生医院	☎52-1001	※きぬうら整形外科・泌尿器科	☎54-5255
寺尾内科小児科	☎53-0073	中田内科クリニック	☎54-0606
増田耳鼻咽喉科	☎52-3030	磯貝医院	☎53-0013
岩井内科クリニック	☎54-1019	※刈谷豊田総合病院高浜分院	☎52-8660
辻こどもクリニック	☎52-9990	※子宮頸がん予防(HPV)ワクチンのみ実施します。	

◎子宮頸がん予防(HPV)ワクチンとは…

子宮頸がんは、ウィルス(ヒトパピローマウィルス)感染が主因でおこります。ハイリスクタイプに分類される15種類のウィルスのうち、2種類(16型と18型)の感染による子宮頸がんおよびその前がん病変に対して高い予防効果があるとされています。

◎ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチンとは…

インフルエンザ菌b型による感染症、特に侵襲性の感染症(髄膜炎、肺血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎など)に対して予防します。

◎小児用肺炎球菌ワクチンとは…

子どもで重い病気を起こしやすい7つの血清型について、細菌性髄膜炎などを予防します。

DT(ジフテリア・破傷風混合)予防接種の受け忘れはありませんか

●DT(ジフテリア・破傷風混合)2期予防接種 [小学6年生相当の年齢のお子さん]

対象者 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ

◎ジフテリアとは…

ジフテリア菌の飛沫感染で起きます。感染は主にのどですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

◎破傷風とは…

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、口が開かなくなったり、けいれんを起こしたり、死亡することもあります。患者の半数は本人や周りの人では気づかない程度の軽い刺し傷が原因です。

今年度、すでにDT(ジフテリア・破傷風混合)予防接種を受けた方は、受ける必要はありません。予診票を紛失した方は再発行しますので、保健福祉グループ(いきいき広場内)へ問い合わせてください。

☎52-9871

市民と行政の まちづくり懇談会 結果を報告します

※紙面の都合上、要約して掲載しています。
詳しくは、危機管理グループ窓口や、市公式ホームページで閲覧できます。

※質問=Q 回答=A

問合せ先 市役所危機管理グループ
☎52-1111(内線332・322)

り、本年度は交差点から横浜橋までの約240mの区間の工事を予定しています。建設事務所が本年度行う予定でしたが、予算が付かず見送りとなりました。

交差点の改良工事は愛知県知立建設事務所が本年度行う予定でした。が、予算が付かず見送りとなりました。

市道ですが、横断歩道などは県警察本部の工事対象です。外側線は、警察と協議して市で工事することも可能です。

Q 時間帯の標識が「軽車両を除く」とあるが、軽車両には軽自動車も含まれると勘違いし軽自動車が平気で通つていいく。自動車全体が規制の対象であることを見分かりやすく標識の下につけることはできないか。

A 道路は市道でも標識や交通規制は警察行政の規制になってしまいます。任意標識の設置や取締りなど、警察と真剣に協議し、効果的な対策を取れるよう努力してまいります。

Q 長期間見せしめで置いていることは逆効果となり、不法投棄が増加して対応が困難になることがあります。現実には1週間後までには収集しています。

A 市で避妊手術をすることはない。条例の作成は、猫は飼い猫か野良猫の判断が難しく運用面での課題も多いと認識していますので、今すぐに条例を作成するということは考えていません。

い物を時間外に出す人がいる。

②①で出されたごみを見せしめとしてひと月くらい置いていめど、飼い犬・猫や、所有者が判明しない犬・猫についても引取りを行っています。

猫を放置する人がいる場合ですが、「動物の愛護及び管理条例」では、50万円以下の罰金の罰則も規定されています。市としても、猫の飼い方や餌やりについて広報などで周知してまいります。

愛知県動物保護管理センター

春日町町内会から説明・質問

大山緑地公園と赤松住宅の間にある道路について①スピード制限の変更・取締り強化、②通行車両の制限（地元車両は許可制）、③道路へ数十メートルおきに凹凸をつけスピードが出せないようにする、④国道419号陸橋下から清吉橋まで道路幅を狭くしガードレールをつけた歩道を新設、の意見を提出します。

①碧南警察署交通課と協議をしてましたが、現在30km未満の規制は行っていないそうです。

②は、①と同様、規制は愛知県警察本部の判断になります。

③は、近隣の9市では設置した例がなく、振動・騒音の苦情が発生することも考えられますので調整が必要です。

④は、場所によって違う車道幅員を同一にして外側線を引き、歩行者を守つていこうと思います。カラー舗装（グリーン）も検討しています。

青木町町内会から説明・質問

横浜橋北交差点の右折レーン拡幅および右折信号設置などの改良事業の早期着手をお願いしたい。

都市整備グループ説明・回答

横浜橋北交差点北側の土地は市が既に先行買収を行つてお

環境美化について

稗田町町内会から説明・質問

市民生活グループ説明・回答

猫は犬と違い、狂犬病予防法による捕獲の規定がないため、市民の方自らで対策をしていました。

地域産業グループ説明・回答

ヌートリアは保護動物です。有害鳥獣駆除の許可は、「農林水産物などに被害を与える、生

Q この道路に大型車が道を間違えて入つてくることがよくある。国道419号のインターへ入るところの表示を見やすくしてほしい。

A この赤松インターは、片側インターという特殊性を持つているため、間違えて入场する車があるかと思います。現地をよく確認し、警察と対応を協議してまいります。

春日町町内会から説明・質問

現在、大山緑地公園には多くの野良猫があり、周囲の住民は大変困っている。

野良猫を放置すると罰せられる・猫に餌をやらない、といった条例の作成や、猫に餌をやる人・子猫を公園に放置する人は処分する、などできないか。

Q この赤松インターは、片側インターという特殊性を持つているため、間違えて入场する車があるかと思います。現地をよく確認し、警察と対応を協議してまいります。

A この道路に大型車が道を間違えて入つてくることがよくある。国道419号のインターへ入るところの表示を見やすくしてほしい。

稗田町町内会から説明・質問

現在、大山緑地公園には多くの野良猫があり、周囲の住民は大変困っている。

野良猫を放置すると罰せられる・猫に餌をやらない、といった条例の作成や、猫に餌をやる人・子猫を公園に放置する人は処分する、などできないか。

Q この赤松インターは、片側インターという特殊性を持つているため、間違えて入场する車があるかと思います。現地をよく確認し、警察と対応を協議してまいります。

A この道路に大型車が道を間違えて入つてくることがよくある。国道419号のインターへ入るところの表示を見やすくしてほしい。

稗田町町内会から説明・質問

現在、大山緑地公園には多くの野良猫があり、周囲の住民は大変困っている。

野良猫を放置すると罰せられる・猫に餌をやらない、といった条例の作成や、猫に餌をやる人・子猫を公園に放置する人は処分する、などできないか。

向性について検討を進めており
ます。

公共施設のあり方検討会で示
される方向性に基づいて旧南部
保育園跡地並びに施設の整備計
画を策定してまいりますので、
その際には、社会福祉協議会だ
けでなく、地域住民の皆さまの
声を聞きながら、どのような施
設として整備を行うのか、計画
の策定を進めてまいります。

自由質問

Q 地震防災マップによると
地震があつた時田戸は全
滅です。施設の建て替えのよう
な遠い先の話ではなく、もっと
早くある、災害時の安全確保
の方が重要な話ではないか。
A 今年5月に配布した地震
防災マップは、地盤の強
度と起こり得る地震のデータを
組み合わせて搖れやすさを表現
したもので、田戸地区の西側で
黄色（震度6強）の部分があり
ます。災害時の対応としては、
町内会で与えられている役割を
果たしていくだいたり、隣近所
を見回って声を掛けるとともに
に、救助を必要とする人がいる
かどうかも確認していただける
と良いかと思います。

港小学校も東海会館も、
伊勢湾台風の時には高波
で水浸しになりました。横浜橋
も地震で壊れたら港小学校に移
動できない。

A

伊勢湾台風で被害にあつ
た状況を鑑みて、その後
高潮防潮堤を建設しました。東
海会館と南部公民館は耐震性を
保有しておりますし、横浜橋も
耐震改修は済んでおりますの
で、地震によって橋が崩壊する
可能性は低いと思います。

Q 地震に連動して起る津
波について、例えば3m
を超える大きな津波が来たら、
どう避難しますか。

A 地震防災マップとは別
に、水害ハザードマップ
を作成しておりますが、東海地
震、東南海地震が連動した時に
起る津波を想定しても田戸地
区は防潮堤の内側は安全である
と考えています。

Q 想定をはるかに超えた予
想外の災害が起きないと
はいえない。平均値、標準値を
元にした災害対策ではなく、想
定外の災害が起きた時でも、誰
でも安心と思えるような避難所
を考えてもいい。

A 直径が2mくらいある排
水路は水門が付いてお
り、高潮の時には閉鎖して大き
な逆流を防ぎます。中には20~
30センチの小規模の排水管が海
に向かって出ていることもあります
が、その部分については対
応できないので、若干の逆流に
ついては防ぎようがないと考え
ております。

Q 港小学校の海拔はどれく
らいですか。

A 標高で2メートル50~60
センチくらいだと思われ
ます。

野安瓦側と港小学校を比
較して、どちらのエリア
が海拔が低いですか。もし高潮
が来たら、野安瓦側と港小学校
どちらが先に浸水しますか。

A

伊勢湾台風後に設置され
た高潮防潮堤がありま
す。そこに防潮扉があり、海水
位が高くなるとまず防潮扉を閉
めます。そのことにより海水位
より低い地面を守つております。

Q しかし、扉を閉じても結
局、排水管の穴は閉じな
い。前回避難勧告が出た時は、
側溝の方に逆流してきたと思う
が、どうか。

A 直径が2mくらいある排
水路は水門が付いてお
り、高潮の時には閉鎖して大き
な逆流を防ぎます。中には20~
30センチの小規模の排水管が海
に向かって出ていることもあります
が、その部分については対
応できないので、若干の逆流に
ついては防ぎようがないと考え
ております。

Q 東海豪雨の時、体育館が
浸水しましたが、逆に扉
を塞いでしまってかつ大雨が降
った場合は、堤防内に水が貯ま
ってしまう。それは何か対策は
取つておられますか。

A 防潮扉が適切に開閉され
なければ、堤防内に降つ
た雨が排出されにくくなりま
す。扉の操作に関するルールを
明確に決め、防潮扉の適切な開
閉に努めていくべきと考えてい
ます。

◆高取小学校区◆

安全・安心なまちづくり

論地町町内会から説明・質問

①市として公園を増やす施策並
びに公園整備に対する基本的
考え方を教えてほしい。

②高取地域の広場（公園）の7か
所が借地であるために、地権者
より土地返還要求が発生する事
が予想される、高取市としての
考え方を教えてください。

③高取市の未来を描く「第6次
総合計画」の中に、高取地域
に都市公園を設定するように
希望したい。

Q ①公園を整備するには用地や工
事費の確保および、公園の管
理団体の育成などさまざまな
問題が生じるため、単独で用
地を取得する計画はなく、区
画整理および民間の開発行為
などにおける都市計画法に基
づく3%の土地を公園用地と
して確保する方法をとりま
す。諭地町ではハーモニック
タウンの中の公園が開発で用
地を確保した公園です。

②ご心配のとおり7箇所のうち
6箇所は個人および企業から
借地しているもので、市内で
も借地料をお支払いしている

A 公園・グラウンドを小学
校区で分けた場合、人口
一人あたりの面積は高取小学校
区は3番目で特別少ないという
ことはありませんが、高取は借
地が多いです。実際に利用者の
少ないところは今後検討してい
く時期に来ています。ハーモニ

のは、この高取地区だけです。現在、利用状況の悪い公
園および借地料の高い児童遊
園は統廃合を検討すべき時期
に来ていています。地権者より土
地の返還要求が発生した場合、市としては皆さまの声を
よく聴き、総合的に検討して
いきたいと思います。

市民と行政のまちづくり懇談会結果を報告します

ツクタウンの隣についても、地元が今一部で借地を返すということで、秋葉神社の遊具をどうするかと検討しています。確かに論地町の公園は小さなところばかりなので、もう少し統合された公園が必要な気がします。財源の無い中で統合しろという話は難しいと思いますが、少なくともこういう風にしたいとか、行政として全体的な話を提出していただければと思います。

A 公園の利用率と言われていますが、本来公園とは場所ではなく中身が大事であつて、どういう施設が存在しているのかが本当は大事なのでは。中身をどうするんだということを市として考えるべきではない市として理想的な公園作りというのは、計画の段階から地域の皆さんとワーキングアップを重ね、整備する時には皆さんと行政が一緒に、植樹のようなグランドワークを行い、その後の維持管理をまた地域と行政でやっていくというのが一番望ましい姿なのではと捉えています。

Q 公園の統廃合という話がありましたが、論地町の広場は数的にも面積的にもかなりあり、いろんな状況があります。公園の統合の基準を教えてください。ハーモニックタウン

には広場が2つあります。地で坂になつているため小さい子どもが遊べない部分もあります。全体的な公園もしくは整備を一度正式に検討していただきたい。

A 統廃合については、今、あり方や利用率をこれから調査していく段階ですので、どれだけ利用者がいるから続ける・続けないといった基準的なものはまだありません。ハーモニックタウンにつきましては、当初は違う位置に公園がありましたが、なるべく1箇所に集めたいということで今の位置に作つてもらいました。今後の計画については、町内会長さんなり誰か音頭を取つていただき、行政も入つて、地域の方々とこうこうしていきたいと話し合つていきたいたいと思います。

Q 公園とは一体なんだろかというところから考えると、10年先15年先、高齢者はどんどん増えていきます。公園というのは、子どもの遊び場でいいのか、お年寄りの憩いの場であるのか、色々な考え方があると思います。公園の姿を描きながら進めていただけたありますか。

域によってあり方というのがかなり変わってきます。新たなる再配置を含めたあり方も、子どもが遊べない部分もあります。今年度以降の補助金額により、減少してまいりますが、施設改修補助が平成24年度から発生してまいります。21年度から23年度までは病院の赤字補填期間となり、年々収支が改善されることにより補助金額は減少してまいります。一方で、24年度からは施設改修の開始により、およそ3億円程度の補助金で推移すると考えられます。高浜市立病院が深刻な医師不足に陥つてからは、7億円近い赤字が発生しておりましたので、高浜市が病院を維持していくための必要な経費は、豊田会へ民間移譲した後、大分軽減されてきましたといえます。

A 豊田会の考え方としては、本院と分院では機能分担を考えています。手術に必要な最新の医療機器などについては本院の方で順次買い替えなどを行つてますので、高浜市として本院の救急の機器を購入する補助金として年間3千万円補助をしております。ただし、分院についても、現状の医療機器で経年劣化したものにつきましては、隨時買い替えをしてまいります。

Q 今後の見通しとして、夜間診療や救急診療といったものを要望する場合、それはできそうですか。

A 高浜市長が医療法人豊田会の理事に就任し、副市長は運営委員として運営委員会に参画しております。市民の皆さんからのご要望は豊田会の理事会や運営委員会の席で要望させていただきますが、現在常勤医が4人しかいませんので、今はとにかく医師を充足していたくよう要望しております。

Q ① 割谷豊田総合病院高浜分院は、内科、外科、整形外科および眼科の4診療科を榜示しております。外来診療の今後の見通しについては、常勤医師が4名しかおりませんので、今後、医師が充足された段階で豊田会へ要望をしてまいります。

A ② 昨年度は、病院の移譲前に豊田会が算出した計画額に比べ、およそ1億8千万円増の6億7千7百万円を補助しております。補助金が増えた要因として、高浜市立病院が医師不足の影響から、外来・入院者さんの数が100~110人程度で推

刈谷豊田総合病院高浜分院の現状と今後の見通しについて

本郷町町内会から説明・質問

① 外来診療科目の現状と今後拡大する見通しについて。

② 補助金予測に対する実績と2010年以後の見通しについて。

③ 高齢化が進んでいくと思いまが、介護施設の入居を希望した場合の待ち期間、新規の開設予定を教えてください。

医療崩壊と言われる中で、医師不足だとあると思いますが、その辺の見通しは確実な線で答えられたのか。

医師については、豊田会からは毎年1人ずつ増加する予定だと伺っています。現在は常勤医4人ですが、内科医1人を年度末までに高浜分院へ移す予定だと伺っています。

Q 診療科自体が増えるとか、救急医療をやるために医師を充当するというような話ではないのか。

A 救急について豊田会は、刈總本院一本で行い、高浜分院で行うことは今の段階では考えていません。一人増える医師については、104のベッドを埋め、入院患者さんを診ていくためには、医師が過重労働にならないために最低でも常勤医が5人必要であるためです。

Q 豊田会との計画は、契約年数も決まっているのか。

A 市立病院の移譲にあたり、豊田会とは協定書を締結しています。豊田会は、高浜市と協力し、10年以上高浜の地域医療を継続すると謳っています。向山町に市民病院時代の医師用の住居があるが、現在は空き家である。分院になり、この経費は病院の経費の中の一部なのか。今後、空き家の



なったままであればこれをどのように処分するのか。

医師宿舎については、必

要ないと伺ったので、病院の移譲の際に高浜市の病院の特別会計から一般会計へ移し、高浜市の財産となっています。今後の利用については今検討をしているところです。

介護保険グループ説明・回答

③特別養護老人ホーム入居待機者数は、高浜安立荘では8月未現在126人で、そのうち、在宅で介護サービスが必要な要介護3～5の方々は28人です。ここ数年、30人前後で推移しています。今後の施設整備は、より在宅に近い施設整備が必要と考えており、現在計画中の介護保険施設は地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）で、入居定員29人以下という小規模で家庭的な雰囲気と、地域や出身世帯との結びつきが一層強くなる施設です。第5期介護保険計画期間（平成24年度～平成26年度）の、初年度に事業者選定を行い、選定された事業者により施設整備を行い、平成25年度当初事業開始予定です。

本郷町町内会から説明・質問

①「事業仕分け」の効果をどのように考えているか。かかづた費用総額に対して予想効果額を教えてください。

②構想日本の提案書の指摘事項を実施する方向性は（高浜市が全額出資する「高浜総合サービス」のあり方・方向性は）ように考えており、構想日本にお願いするのか。今後の見通しを教えてください。

③「高浜市の健全な財政」における、来年以降も構想日本に向けた実現可能性は（高浜市が全額出資する「高浜総合サービス」のあり方・方向性は）。

財務評価グループ説明・回答

①今回の事業仕分けの目的は、大きく分けて3つあります。

②高浜市総合サービスについて、内容を踏まえ、これからも、市民の方に対し、より少ない負担で、より良質なサービスを提供するための「新しい公の手」「パートナー」として位置付けていきたいと考

えております。

③来年度（23年度）は、原則実施予定です。実施方法については、より効果的な事業仕分けとなるように考

ておられます。

A ております。

目的が3つありました。が、職員の意識改革について、幹部の方から見て具体的に教えてください。

ある部署は壁に進捗状況を、誰がどの担当でどう進んでいるのかを、貼り出しています。また、事業について細々とした書類を作らせてました。ああいつことを経験する中で、今まで色々な書類がいくつもあるが、書式を揃えて、全ての資料をもって検討ができるよう一本化できないかどうか、という意見も出てきました。10年20年やってきた仕事を見直そうという意識にはなかなかなりません。一度立ち止まり、振り返ってみるのは、こういうことをやらなければなかなかできません。これはその一つのきっかけになつたと私は思つております。

Q 高浜市総合サービスのあり方についてどういふと

向でまいります。

・八幡町三丁目5番地と6番地の中間にある農道の舗装整備については、用地や用水問題などがありますので、地元で調整していただいて関係権利者の同意が得られれば、工事を進めさせていただきたいと思

います。現在指定されている通学路は、朝の通学時間帯は歩行者専用道路になっているにも関わらず、狭い道に自動車が入って来て危険ということが、警察に取締りを厳しくしてもらうように要望します。

八幡町・新田町・吳竹町町内会から説明・質問

から説明について、特に名鉄沿線に関する行政から、名鉄へ年間行事として雑草清掃をお願いしていただきたい。

市民生活グループ説明・回答

11月9日に、名鉄刈谷駅長を訪問し、要望をお伝えするとともに、雑草清掃の状況について伺つてまいりました。

名鉄の雑草清掃を含む管理の状況は、吉浜駅の北側の踏切からホームの南側100mまでが、駅構内として刈谷駅が管理をし、年1～2回の雑草清掃と除草剤の散布を実施しております。

駅構内以外については、名鉄

東部土木管理区において管理し、鉄道沿線について、年間計画に基づき、年1～2回の雑草

清掃と除草剤の散布を実施しておられる、という状況です。

八幡町・新田町・吳竹町町内会から説明・質問

のら猫、犬の糞、カラスの巣など、汚れの具体的対策を計画していただきたい。

市民生活グループ説明・回答

行政として、「これ」といった対策・手立てを打つことは、非常に難しいと判断をしております。

まず、のら猫の対策としては、猫が家の敷地に入らないような対策をお願いしたいと思います。

電線にカラスやムクドリなどが止まり、道路や歩道に糞を落とす汚れの対策については、電線にカラスやムクドリなどが停まりにくくするために、電線に突起物の付いたカバーを付けると効果がある訳ですが、この対策は、中部電力が実施するものとなります。

犬の糞でございますが、平成21年4月から、「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」を施行いたしており、この条例の中では、「ふんの放置及び投棄の禁止」として、「何人も、その飼養し、又は保管する動物

のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。」と規定をいたしております。

市民生活グループにおいて、平成22年10月末までに、犬・猫を含め、4件の指導を行つておられます。

地域政策グループ説明・回答

町内会の加入率は、11月1日現在で、神明町・豊田町は、58.8%、湯山町は67.0%です。全町内会の平均加入率は、68.8%となります。

町内会に加入するメリットの市の考えは、地域には異なる事

事が、困った時にまず助けになるのが近所の人たちです。その点で、町内会さんは私たちにとって防犯・防災や最も身近な組織であり、懇親活動を通して地域の人たちとの親睦や連携を深める役割を果たしていると考えます。



◆翼小学校区◆

町内会加入率の向上などについて 神明町・豊田町町内会から説明・質問

翼小学校区の町内会の加入率は、全町内会平均加入率と比較してどのくらいの位置にあるか。

町内会加入率向上に対する良

い手法については、まず市では行う役割が、共働き家庭や乳幼児・小学生・独居高齢者家庭などには負担を感じると聞くが、立ち番制度はいつまで継続する

予定か。

このことを考慮したうえでの町内会加入メリットはどうのうなものがあるか。市としての町内会加入率向上に対する良い手法があれば伺いたい。

市民生活グループ説明・回答

どうしても分別収集の立ち番ができるないという場合ですが、近隣同士の皆さま方で、お互いに助け合い、協力していただくことで、地域のコミュニケーションの向上にも繋がるものと考

えております。分別収集の立ち番は、地域の皆さまのコミュニケーションの場であるとともに、分別知識の向上、面識社会の構築などが図れる場であると認識しております。

立ち番の継続予定については、廃止しても分別収集に問題がないと判断された時点と考えておりますが、立ち番の皆さまの適切なご指導がなくても、しっかりと分別がなされるかが大きな課題・問題となります。

町内会とまちづくり協議会の今後の関係について、市はどうのうに考えているか 神明町・豊田町町内会から説明・質問

町内会とまちづくり協議会の

残念ながら加入を待っているだけでは、なかなか加入者が増えないのが実情です、町内会側から何らかのアクションを起こすことが必要かもしれません。市全体で転入者が町内会に入つていただこうな雰囲気づくりに心がけていきたいと考えております。

ただ、なかなか加入者が増えないのが実情です、町内会側から何らかのアクションを起こすことが必要かもしれません。市全体で転入者が町内会に入つていただこうな雰囲気づくりに心がけていきたいと考えております。

市民と行政のまちづくり懇談会結果を報告します

今後の関係について、市がどのようを考えているか具体的に教えてください。

地域政策グループ説明・回答

地域には、防犯や防災をはじめ、いろいろな課題があり、解決するためいろいろな団体が活動されていますが、課題によつては一つの団体でやるにはとてもやらないといふこともあります。

また、防犯パトロールや、避難所開設訓練など、町内をまたいで学区全体の活動として取り組んだ方が、効率的・効果的なものもあります。

一つひとつの中でも、各団体はそれぞれの目的どおりの事業を行なう。でも、一緒に取り組んだ方が効率的・効果的な事業は一緒に取り組んでいく。このように、地域で問題、課題となつてしていることを話し合つたり、整理したりすることができるような場をつくつていく、みんなで協力しあえるような、新しい連携関係をつくつて会です。

小学校区内の住民の皆さまが構成員となり、「地域の合意形成の場」としてまちづくり協議会が活用され、地域の課題解決に取り組み、身近な公共サービスの担い手として活動していく

ことで、誰もが安心して暮らすことができるまちをつくることができるのではないかと思います。

という事案がありました。植栽の高さをもっと低くしてほしいことがあります。実施している理由は、交通事故の多発区域といふことと、子どもさんが飛び出しが多い場所についてカラーパトロールの回答がタイムリーでないとの改善につきまして行政から参考になるよう話を伺いたい。また、町内会とまちづくり協議会は同等か、それともまちづくりの方が上なのか。進め方としては、まず仲間づくり、そしてその中で一緒に協議していただくことが前提であるかと思つております。町内会や、PTA、飛翔の会などの力を結集することで、まちづくり協議会が地域のためになる活動を行なつています。各種団体をコーディネートする役がまちづくり協議会となりますので、上の立場にはないということになります。

歩道に植栽されている樹木の高さについては、低木については、交差点付近などは見通しが悪くならないように規定の樹高60センチ以下で剪定を行つております。また、高木につきましても車両や歩行者に支障が生じないように剪定を実施しております。どちらも年2回行つています。

A 市民、市民というが、この市民とは誰のことを指しているのか。団体の意見が優遇され、一般市民の声が全然反映されない。組織に入つてない人の意見を聞く体制を作ります。

A いきいきクラブや各学校で交通安全教室を開いたり、幼稚児を対象とした各園での安全講習をするなど、できるだけそういう機会を多く持ちながら注意喚起を進めていきたいと思います。高浜市民全体の交通モラルが低いという場合には、交通安全推進協議会を挙げて一つのテーマとして検討していく必要がありますのかと想います。少しでも市民の皆さんのがモラルを守つていただけるような意識付けをしていくことを考えていく

地域の安全確保について

湯山町内会から説明・質問

毎月第3土曜日に防犯パトロールを行い、巡回時の指摘事項は所管の部署に報告している419号の豊田町の交差点に加え、岡崎半田線の高取神明宮西の交差点もカラー舗装ができるようになりました。カラー舗装の効果と、今後の計画、行政の考え方について教えてください。

都市整備グループ説明・回答

これは県が発注している工事で、愛知県は交通事故死者ワーストランという不名誉な記録がない。

Q 歩道に植栽されている樹木の高さに関して、一旦停止して左右を確認しようと思つても植栽の高さが高くて見ても見えない

続いています。交通事故の約6割が交差点で発生していることから、交差点のカラー舗装化を実施しておられます。実施しておられる理由ですが、交通事故の多発区域といたしまして危険箇所である箇所の交差点のカラー舗装化を実施しております。

個人の安全は個人で守つていただきというのが原則ですが、狭い路地から出る交差点の場合、標識のほかに「止まれ」というペインントで注意警戒を促すということをやつております。

自由質問

Q 市民、市民というが、この市民とは誰のことを指しているのか。団体の意見が優遇され、一般市民の声が全然反映されない。組織に入つてない人の意見を聞く体制を作ります。

A 初めていろんなまちづくりの役に立つと思っています。意見を出す場を考えるべきでないかと

思います。これらの方が協働して初めていろんなまちづくりの役に立つと思っています。意見を出す場を考えるべきでないかと

いうご意見については、意見箱を市役所といきいき広場に設置する準備をしています。

Q 老若男女関わらず信号の無い交差点を横切つた

まちの話題

TOWN TOPIC



12月24日(金) 「明るい社会」を考える

第60回“社会を明るくする運動”で、南中学校1年生の中山一輝君(向山町)の作文「明るい社会、輝ける未来に」が愛知県推進委員会委員長賞(中学生の部)を受賞しました。作文の執筆にあたっては家族と社会生活について話したり、文献調べたり、「書くのが難しかった」という中山君。「自分たちができることもあるので、そういう活動をもっと社会が明るくなればいいと思います」と話してくれました。



1月7日(金) 保育園に獅子舞がやってきた!

高取幼稚園の園児たちが期待の眼差しで見つめる中、舞台の幕が開くと赤い頭に唐草模様の体の獅子が登場しました。獅子が舞台から一步降りると、「きゃー!」と蜘蛛の子を散らすように逃げていく園児たち。中には獅子の怖い顔に泣き出してしまう子も。先生に「獅子に頭を噛んでもらうと、健康に過ごせるんだよ」と説明され、恐る恐る頭を差し出します。きちんとできた子はご褒美のお年玉をもらい、全員が終わるころには泣いている子もほとんどいなくなっていました。きっと今年もみんなで健康に楽しく過ごせることでしょう。

12月24日(金) TSCファイターズ 1年間の活躍報告

市内の小学生男女が所属するドッジボールチーム、TSCファイターズ。1年間の活躍を、市長に報告に訪れました。県内外問わず38回の公式戦・練習試合に参加し、行った試合は延べ360試合以上。11月の三河支部長杯争奪オレンジカップIN御津では見事優勝を果たし、ほかの公式戦でも何度も入賞しました。

キャプテンの内藤宏斗君は「一番印象に残っているのは優勝した三河支部長杯。決勝で2試合目を落としてしまったけど、勝つことができました。後輩には今年以上に頑張ってほしいです」と、来年チームを背負う5年生たちにエールを送りました。



PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



Foi iniciada a vacinação preventiva contra o Câncer do Colo do Útero (HPV), Influenza tipo b (Hib) e Doenças pneumocócicas infantis (vacina pneumocócica pediátrica).

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種が開始になりました

Estas vacinas são opcionais. Considere a eficácia, a segurança e as reações que poderão causar, ao decidir tomá-las.

- ◆ Período de vacinação: até 31 de março de 2012(Heisei 24).
- ◆ Como tomar a vacina: Para o público alvo, enviaremos o cupom de vacinação. As vacinas serão aplicadas em instituições médicas (hospitais e clínicas) da cidade.
- ※ Para tomar a vacina, levar o cupom de vacinação e a caderneta materno-infantil *boshi techou* (indispensável para a vacinação contra a influenza tipo b e as doenças pneumocócicas infantis).
- ※ Favor consultar em relação às instituições médicas.
- ◆ Público alvo: de acordo à tabela abaixo. A vacinação é gratuita.

Vacinas	Idade alvo	Doses	Intervalos entre as doses
Câncer do colo do útero (HPV)	Meninas entre o 1º ano ginal (aprox. 13 anos) e o 1º ano colegial (aprox. 16 anos) em 2010 (Heisei 22)	3 doses	1ª dose 2ª dose: após 1 mês 3ª dose: após 6 meses
Influenza tipo b (Hib)	De 2 a 7 meses incompletos	1ª vez: 3 doses Reforço	4 a 8 semanas geralmente após 1 ano
	De 7 a 12 meses incompletos	1ª vez: 3 doses Reforço	4 a 8 semanas geralmente após 1 ano
	De 1 a 5 anos incompletos	1 dose	
Pneumocócia Pediátrica	De 2 a 7 meses incompletos	1ª vez: 3 doses Reforço	no mínimo 27 dias no mínimo 60 dias após a 3ª dose
	De 7 a 12 meses incompletos	1ª vez: 2 doses Reforço	no mínimo 27 dias no mínimo 60 dias após a 2ª dose
	1 ano	2 doses	2ª dose: mínimo 60 dias após a 1ª
	De 2 a 5 anos incompletos	1 dose	

Informações: Iki Iki Hiroba Hoken Fukushi Group ☎ 52-9871

子ども手当を支給します

子ども手当の2月定期支給分を2月10日(木)に、あらかじめ指定された受給者名義の金融機関口座に振り込みます。

今回支給する手当は、平成22年10月から平成23年1月までの4か月分です。

なお、平成22年10月に支給額を通知しましたが、その金額に変更のない方につきましては、個別の通知を行いませんので、預金通帳などで入金をご確認ください。



親と子の対話がつくるよい家庭

2月は「家庭の日」県民運動の強調月間です。家庭は、子どもが家族とのふれあいを通じて生き方の基本を身に付けていくための最も大切な場です。

愛知県では、親と子が対話する機会をつくろう、という趣旨で、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、「親と子の 対話がつくる よい家庭」をスローガンに、「家庭の日」県民運動を展開しています。2月はその強化月間です。

親子の会話を増やすために、それぞれの家庭で工夫をされ、明るく対話のある家庭をつくりましょう。

問合せ先 国文化スポーツグループ
☎52-1111(内線331)

GO GO はまキッズが行く

参加親子募集

～おこしもの作りと親子手形作り～

市内の子育て支援センター、いちごプラザ、子育て支援グループが合同で実施するイベントが「GO GO はまキッズが行く」です。

普段はそれぞれが独自に子育て支援に取り組んでいますが、このイベントでは各グループが日ごろの経験を持ち寄って、楽しいイベントを企画しています。

今回挑戦するおこしものは、尾張・三河地方に伝わるひな祭りの米粉を使った郷土菓子です。今年のひな祭りは、手づくりの郷土菓子と手形で、すてきな思い出を作りませんか。

とき 3月4日(金)午前10時30分～正午(午前10時受付開始)

ところ 吉浜公民館(実習室・和室)

参加費 親子1組200円(保険代、材料費など)

持ち物 エプロン、お手ふき、お茶

定員 未就園児親子30組(要予約)

申込方法 2月1日(火)～25日(金)までの期間、先着順で受け付けます。市役所こども育成グループ、各子育て支援センター、いちごプラザに、電話または直接来場のうえ申し込んでください。

問合せ先 国こども育成グループ

☎52-1111(内線362)

カワラッキーの 月かわりレシピ

こども食育マスコットキャラクターのかわら食人カワラッキーが、保育園で子どもたちが食べている給食やおやつの作り方の一部をご紹介します。ご家庭でも簡単にできます。ぜひ、お子さんと一緒に作ってみてください。

◆白菜の甘酢漬け

材料(3人分)

白菜100g、人参30g、酢小さじ1と2分の1、醤油小さじ1、砂糖小さじ2、ごま小さじ1

作り方

- ①白菜と人参は細切りにする。
- ②酢、醤油、砂糖、ごまを混ぜる。
- ③鍋に湯を沸かし、①をさっとゆで、水気をしぼる。
- ④③が熱いうちに②に漬ける。

白菜は
冬の野菜で、
寒くなると葉の
糖分が増えて
おいしくなるよ。



子育ち・子育て

支援情報

69

市役所こども育成グループから、子育ち・子育て支援に関する情報を毎月1日号で、お知らせします。

問合せ先 市役所こども育成グループ
☎52-1111(内線362)



今回はM.Sさんからのエピソードです。

こども食育発表会を開催します

高浜市こども食育推進協議会では、市のこども食育への理解を深めるため、市内のこども食育の実践発表と講演会を開催します。

とき 2月17日(木)午後3時～4時30分

ところ かわら美術館3階講義室

内容

- ・食育実践発表(2010カワラッキー賞一般部門受賞だいすきっず倶楽部、南中学校、高浜幼稚園)
- ・講演会「高浜市こども食育が目指すもの～食べるの大好き高浜っ子～」

講師 酒井映子氏(愛知学院大学教授)

参加費 無料(事前申込は不要です。お気軽にご来場ください)

問合せ先 高浜市こども食育推進協議会事務局
(市役所こども育成グループ内)

☎52-1111(内線316)



「カワラッキーの朝ごはんクイズ」「おせち料理の話の後に黒豆を食べました」
(鬼みちまつり)
(高浜幼稚園)

大人と子どもの意識のズレを 4コマ漫画にします

4コマ漫画「大人も子どもも」は、市民のみなさんからお寄せいただいたエピソードなどをもとに、市内在住の漫画家たかはまこさんに作品にしていただき、連載しています。

皆さん、大人と子どもの意識の差を感じたエピソードを募集しています。

応募方法 エピソードを文章(簡単なメモで結構です)にして、EメールやFAX、郵送などでご応募ください。電話での応募はできませんので、ご了承ください。

応募先 市役所こども育成グループ
〒444-1398(住所不要)
FAX52-1110(余白に「こども育成グループ行」と明記してください。)
E-mail : ikusei@city.takahama.lg.jp

学校体育施設 スポーツ開放 利用団体の登録受付



4月1日から開始する平成23年度学校体育施設スポーツ開放に伴い、各施設の利用団体の登録を受け付けます。

開放施設 市内各小・中学校の体育館と運動場

開放種目 バレーボール、卓球、バドミントン、バスケットボール、軟式野球、ソフトボール、少年野球、少年サッカー、レクリエーションなど

利用できる範囲 原則としてスポーツの練習やレクリエーションの講習などとし、スポーツ以外の文化活動などは対象となりません。

※登録されていない団体には開放できませんので、必ず登録をしてください。

登録資格 市内在住・在勤者で構成する10人以上のスポーツ活動団体(責任者は成人)。

登録方法 体育センターまたは文化スポーツグループで配布する所定の登録用紙に記入のうえ、提出してください。

登録期限 2月25日(金)

問合せ先 · 体育センター ☎050-5204-9977 ☎52-3415
· 市役所文化スポーツグループ ☎52-1111(内線330)

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい！

広報 たかはま

編集・発行／高浜市役所危機管理グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

電子メール info@city.takahama.lg.jp

表紙

高浜市消防出初式

高浜市消防団・市内事業所の自衛消防隊が一堂に会し、五反田第2グランドにて一斉放水など勇姿を皆さんに披露しました。厳しい寒さも感じさせないきびきびとした動きに、会場からは拍手が送られました。

冬は空気が乾燥して火災が起こりやすい季節です。大切な命や財産を守るために、「火の用心」を心がけましょう。

早期配布にご協力ください。



VEGETABLE OIL INK 広報たかはま植物油インキを使用しています。